

健保の扶養からはずれるとき、

国民年金第3号 非該当届が必要な場合が有ります。

◎ 国民年金は下記のように種別されています

第1号被保険者…自営業・学生・無職

第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金や共済組合に加入している人)

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている **20歳以上 60歳未満の配偶者で
年収が130万円未満の人**

上記のように、**第3号の基準は健康保険の認定基準と同じ**ですので、**健康保険の扶養から外れる場合は、3号にも該当しなくなります。**

従来から、健康保険の扶養からはずれた後は、ご自身で国民健康保険に加入すると同時に第1号被保険者(いわゆる国民年金)の手続きも行うこととなっていました。変更手続きをしないで第3号のままになっている方について、年金記録を正しく対応するための法改正が行われ、平成26年12月から非該当届が必要となりました。

◎非該当届が必要な場合について

健保扶養から外れる理由	非該当届の提出	被扶養配偶者でなくなった日	提出先
収入の増加 (年収130万円以上)	必要です。	健保の扶養からはずす日と同じ	健康保険の扶養からはずす書類と同じ窓口と一緒に提出してください。
離婚等により生計維持関係が無くなった場合	必要です。	離婚日	
就職(就職先で厚生年金に加入する場合)	提出不要	※扶養からはずれた後、厚生年金に加入する場合は、就職先が変更手続きを行いますので、この非該当届は不要です。	

◎届出後について

今までと同じように、健康保険の扶養からはずれた時点で、国民健康保険・国民年金へ加入する手続きを行っていただきます。

今後は、非該当届の提出から2ヶ月以内に1号への変更手続きが無い場合は、日本年金機構から通知が届く予定です。

(その後も変更手続きが行われない場合は、4ヶ月後を目安に強制的に変更されるそうです。)

以 上